

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱

制 定 令和3年4月1日 経経第3898号（局長決裁）

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が予想される中で、市内中小企業の事業継続に向けた販路開拓に係る経費に対して補助金を交付することにより、中小企業振興及び市内経済の活性化に繋げることを目的とする。

2 事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）（以下「補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

（1）中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、次のアからエまでに該当する者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業

イ みなし大企業

ウ 政治・経済・文化団体

エ 宗教法人・団体

（2）みなし大企業

次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 一の大企業（中小企業者以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

（3）本社

個人事業者にあつては事業の用に供する主たる事務所等、法人にあつては商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事業所をいう。

（4）倒産

本事業において「倒産」とは、次のアとイのいずれかに該当するものをいう。

ア 個人事業者が、所得税法第229条に規定する廃業の届出による事業の廃止、破産法

による破産の申立てをする場合

イ 法人が、銀行等取引停止処分、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社更生法による更正手続開始の申立て、破産法による破産の申立て、会社法による特別清算開始の申立てのいずれかの状況に該当する場合をいう。

(5) 創業

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出を行い新たに事業を開始する場合、又は新たに法人の設立登記を行い事業を開始する場合

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 横浜市内に本社がある中小企業であること。
- (2) 第 8 条第 1 項に定める交付申請書の提出時まで創業していること。
- 2 前項に定める者のうち、次の各号に該当する者は、対象外とする。
 - (1) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
 - (2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴力団条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (3) 暴力団員（暴力団条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）
 - (4) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
 - (6) 市税の滞納がある者（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く。）
 - (7) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けているもの
 - (8) その他市長が適当でないと認めるもの

(宣誓事項)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める事項の全てについて、第 8 条第 1 項第 1 号に規定する事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付申請書及び第 15 条第 1 項第 1 号に規定する事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付申請書兼実績報告書により宣誓しなければならない。

- (1) 前条第 1 項及び第 2 項に規定する補助対象者の要件を満たしていること。
- (2) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守すること。
- (3) 提出する書類に虚偽の記入や偽りの証明がないこと。
- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、提出書類に事実と反する内容の記入があった場合であつて

- も、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。)等が発覚した場合には、第18条の規定に従い補助金の返還等を行うこと。
- (5) 市長が必要と認めたときは、補助対象者に対し実地及び書面等による調査に協力すること。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、令和3年4月1日から令和4年1月31日までの期間(以下「対象期間」という。)に開始及び終了する事業で、別表1に定める事業継続に向けた取組とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 補助対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度において同一の経費について交付申請を行った事業
- (2) 公序良俗に反する、その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表1に定めるところによる。ただし、補助対象経費は、補助対象事業に必要なかつ適当と認められるもので、創業の日以降かつ前条第1項に規定する対象期間内に発生し、その履行が確認され、及びその支出が完了した経費に限る。

2 補助対象経費において、次の各号に掲げるものは含まないこととする。

- (1) 公租公課(消費税及び地方消費税相当額等)
- (2) 給料、旅費
- (3) 交際費、食糧費
- (4) 光熱水費
- (5) 保険料、補償費
- (6) 不動産取得費
- (7) 団体等の会費
- (8) 設備、機械装置、備品、ソフトウェア又は工事
- (9) 法令上問題のある広告表現等に関する費用
- (10) その他市長が、適当でないと認める経費

3 販路開拓の取組に直接的に必要であると認められない経費は、補助対象経費から除外する。

4 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しい経費は、補助対象経費から除外する。

5 補助対象経費の支払先が、補助対象者と資本関係がある事業者又は補助対象者の役員、役員の属する企業、代表者、代表者の親族(3親等以内)である場合は、補助対象経費から除外する。

(補助率及び限度額)

第7条 市長は予算の範囲内において、補助対象者に補助金を交付する。

- 2 補助率及び補助限度額は、次に定めるものとする。
 - (1) 前条に定めた補助対象経費の3分の2以内とする。
 - (2) 補助金の上限額は20万円とする。
- 3 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第8条 申請者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付申請書（第1号様式）
 - (2) 個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書等の写し、法人にあつては発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
 - (3) 見積書等経費の内訳がわかる書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請の期日は、令和4年1月31日までとする。
 - 3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号に規定する、補助金の交付の申請時における補助金の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

(審査)

第9条 前条及び第15条による申請があつたときは書面による審査を行うものとする。

- 2 申請内容について、資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加等を求めることができる。

(交付決定等)

第10条 市長は、審査の結果を踏まえ、補助金の交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付決定通知書（第2号様式）により、不交付の場合は事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(変更の承認申請)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に該当することが生じた場合は、速やかに、遅くとも令和4年1月31日までに事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の主たる取組内容の変更
 - (2) 交付対象者の名称、所在地、代表者の変更
- 2 前項第2号に該当する場合は、変更後の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

等を添付すること。

- 3 市長は承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 4 計画の変更により見積金額が増額となった場合は、当初決定額を上限として補助金を交付する。
- 5 市長は、承認又は不承認の決定に基づき、承認の場合は事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）変更承認通知書（第5号様式）により、不承認の場合は事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）変更不承認通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

（申請の取下げ）

- 第12条 申請者は、補助金交付申請の取下げを行う場合には、事業継続・展開支援補助金（販路開拓等支援型）交付申請取下届（第7号様式）を提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請は無効とする。
なお、第10条に規定する交付決定後又は第15条第2項に規定する交付額確定後においては、市長は事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付決定取消及び返還通知書（第8号様式）により申請者に通知する。

（実績報告書の提出）

- 第13条 交付対象者は、当該事業完了後30日以内又は令和4年2月10日の、いずれか早い日までに、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）実績報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象経費の支出を証する書類（領収書の写し等で、内訳が分かるもの）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長が必要と認めた場合、前項に加え、更なる証拠書類等の確認・提示を求めることができるものとする。
 - 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実施報告書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第14条第1項第3号に規定する、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助金の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。
 - 4 第1項第1号については、補助対象経費のうち、1件100万円以上の支出となる案件について、補助金規則第24条により市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
また、市内事業者から見積を徴収した場合は、市内事業者を証する書類を提出することとする。
 - 5 補助対象経費について、補助金規則第24条ただし書に規定する、市長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書を徴収する方法により難しいと認める場合は、次の各号に掲げる場合とし、前項の規定にかかわらず、入札又は見積りに係る理由書（第10号様式）を添付しなければならない。
 - (1) 市内事業者で取扱いがない場合

- (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合
 - (3) 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画に係る営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合
 - (4) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合
- 6 補助金規則第14条第5項第1号に定める補助事業等の領収書の省略の規定については、本補助金では適用されないこととする。

(補助金の交付額の確定)

第14条 市長は、前条の実施報告書を受理した場合は、審査し、適当と認めるときは、補助金額の確定を行うとともに、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付額確定通知書（第11号様式）により、補助金額及び交付条件を通知するものとする。

(交付申請及び実績報告の特例)

第15条 第8条による申請のうち、交付申請日以前に支出が完了している場合（以下「特例の場合」という。）に限り、第8条第1項で定める交付申請書の提出及び第13条第1項で定める実施報告書の提出を同時に行うことができることとし、次の各号の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付申請書兼実績報告書（第12号様式）
- (2) 第8条第1項第2号及び第4号に規定する書類
- (3) 第13条第1項に規定する書類

なお、特例の場合においては、第13条第5項の規定にかかわらず、補助金規則第24条ただし書に規定する、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収については、市長がこれらの方法により難しいと認める場合とみなし、入札又は見積りに係る理由書（第10号様式）の添付を要しないものとする。

- 2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、第9条、第10条及び第14条の規定を準用して、審査を行い、交付の場合は交付額を確定の上、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付決定兼交付額確定通知書（第13号様式）により助成対象者に交付金額及び交付条件を通知し、不交付の場合は事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）不交付決定通知書（第3号様式）によりこれを通知する。
- 3 第1項に規定する特例の場合においては、第8条第3項並びに第13条第3項及び第6項の規定を準用する。

(補助金の交付請求)

第16条 交付対象者は、第14条及び前条により補助金の交付額の確定を受けたときは、速やかに、遅くとも令和4年2月28日までに事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(調査権の留保)

第 17 条 市長は、必要があると認めたときは、本補助金の使途について調査を行うことができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第 18 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助事業完了前に本社を市外に移転したとき。
- (2) 補助対象事業が第 5 条第 1 項に規定する対象期間内に完了する見込みがなくなったとき。
- (3) 補助金の交付前に倒産したとき。
- (4) 第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する補助対象者に該当しないとき並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する補助対象事業に該当しないとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (7) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (8) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 前項の規定は、第 14 条の補助金の交付額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、当該交付決定を取り消すときは、事業継続・展開支援補助金(販路開拓支援型)交付決定取消及び返還通知書(第 8 号様式)により申請者に通知する。

4 市長は、交付対象者が第 1 項第 5 号から第 8 号までの規定に該当したときは、交付対象者等の名称及びその内容を公表することができる。

5 第 1 項第 5 号から第 8 号までの規定に基づく交付決定の取消しを受けた日から 2 年を経過しない者は、補助金の交付申請ができない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 19 条 前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、交付補助金相当額の返還を命じたときは、市長は、交付対象者が補助金を受領した日から交付対象者が交付補助金相当額を支払った日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合は、返還後の期間における既返還額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を交付対象者に納付させることができる。

2 補助金の返還を命じた場合において、交付対象者が定められた納期限までに補助金相当額を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付させることができる。

3 前 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 20 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 21 条 第 19 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(警察本部等への確認)

第 22 条 市長は、必要に応じ、申請者の、第 3 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの該当の有無について神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ、申請者の横浜市税の納税状況について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(関係書類の保存期間)

第 23 条 補助金規則第 26 条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5 年とする。

(事後調査等)

第 24 条 市長が必要と認めたときは、補助事業者等に対し実地及び書面等による調査を行うことができる。

2 交付を受けた中小企業の概要及び交付年度、補助対象事業の取組等の概要、補助金額等は公表できるものとする。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は経済局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第5条第1項及び第6条第1項）

対象事業		対象経費
1	販路の開拓	広報・販促物制作費 (委託料・手数料・印刷製本費)
		広告費 (通信運搬費・委託料・手数料・広告料)
		展示会出展関連費 (通信運搬費・委託料・手数料・使用料・賃借料)
2	新たな販売方式の導入	ネット販売関連費 (委託料・手数料)
		商品販売・サービス提供のシステム導入費 (委託料・手数料)
3	商品の開発・新サービスの展開	商品・サービスの開発費 (委託料・手数料)
		新規事業の展開費 (委託料・手数料・使用料・賃借料)

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付申請書

横浜市長

標記補助金の交付を受けたいので、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

1. 申請者の情報

当てはまる**業種に☑**を**1つだけ記入**し、**要件をご確認の上☑**を**記入**してください。次のとおり業種によって要件は異なり、該当する場合のみ申請できます。

	業種	要件の確認
個人事業主・法人	<input type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> 建設業、 <input type="checkbox"/> 運輸業、 <input type="checkbox"/> 農業、 <input type="checkbox"/> 情報通信業、 <input type="checkbox"/> その他の業種	<input type="checkbox"/> 資本金3億円以下または従業員数300人以下 (ゴム製品製造業は資本金3億円以下または従業員数900人以下)
	<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 資本金1億円以下または従業員数100人以下
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 資本金5,000万円以下または従業員数100人以下 (旅館業は資本金5,000万円以下または従業員200人以下)
	<input type="checkbox"/> 飲食サービス業、 <input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 資本金5,000万円以下または従業員数50人以下
法人	<input type="checkbox"/> 医業を主たる事業とする法人 医療法人・社会福祉法人・財団法人・社団法人	<input type="checkbox"/> 従業員数300人以下
	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人	<input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第1項第6号の規定に該当
	<input type="checkbox"/> 組合	<input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第1項第3号又は第4号、 第7号から第11号の規定のいずれかに該当

次の欄へ記入してください。

次の欄へ記入してください。		申請日（書類発送日）
当てはまる方に☑	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	年 月 日
法人名又は屋号（※）		個人事業主の場合 （※）欄の記入は 該当する場合のみ
代表者役職（※）		
代表者氏名		
本社所在地 法人登記簿記載の本店 又は 開業届記載の主な事務所	〒 横浜市	
小規模事業者の場合に☑ (当てはまる場合のみ☑)	<input type="checkbox"/> 小規模事業者 (右欄に該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社及び個人で従業員が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする場合は5人。ただし宿泊業・娯楽業は20人）以下 ・事業協同小組合 ・企業組合で、その事業に従事する組合員が20人以下 ・協業組合又は医業を主たる事業とする法人で従業員が20人以下 ・特定非営利活動法人で従業員が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする場合は5人）以下
企業の事業内容 企業案内等添付による省略可		
連絡先担当者		HPアドレス
電話	FAX	E-mail

2. 補助対象の取組（事業計画書）

(1)目的

当てはまる**目的に☑**を記入してください。複数選択できます。

- 販路の開拓（広報・販促物制作、広告掲載、展示会出展 等）
- 新たな販売方式の導入（ネット販売開始、商品販売・サービス提供のシステム導入 等）
- 商品の開発・新サービスの展開（商品・サービスの開発、新規事業の展開 等）

(2)内容

①具体的な取組内容を記入してください。

文字だけでは分かり難い内容は、写真や図面など補足資料を添付してください。

②現状と取組による期待される効果を記入してください。

<現状> 現在の販路、販売方式、商品・サービス

<取組による期待される効果> これからの販路、販売方式、商品・サービス

③今後の展開を記入してください。

販路開拓等の取組後に想定している事業展開イメージ等

(3)スケジュール（予定日）

取組開始日（取組の中で**一番早い見積日**や**契約日**など）と、

取組完了日（取組の中で**一番遅い支払日**。前払いの場合は一番遅い実施日。）を**記入**

してください。 ※予定日は変更になっても問題ありませんが、開始日と完了日は、

令和3年4月1日～令和4年1月31日の期間内でないと補助対象になりません。

取組開始日	年	月	日	取組完了日	年	月	日
--------------	---	---	---	--------------	---	---	---

3. 収支予算書

注意事項を確認の上、**支出と収入の内訳を記入**してください。

注意事項

- (1) 見積書（契約）毎に、記入してください。記載は **10行（10契約）以内**とします。
- (2) 1件の契約が税込100万円以上の場合、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等が必要です。
- (3) 補助対象経費に、**補助対象外の経費（設備、備品、消費税、旅費、食糧費、光熱水費、保険料等）**が含まれていないことを確認してください。
- (4) 下表の「支出の部」**補助対象経費 合計（ア）**と「収入の部」**合計（イ）**は同額となります。
- (5) 申請する補助対象事業と同種の「他の補助金等」を申請している場合のみ
下欄の**【他の補助金申請との重複がない説明】**も記載してください。

【他の補助金申請との重複がない説明】

次のとおり、本申請の補助対象経費とは重複していません。

他の補助金等の名称

上記補助金の対象経費

支出の部	補助対象経費		支払い先	税抜き金額	
	①				円
	②				円
	③				円
	④				円
	⑤				円
	⑥				円
	⑦				円
	⑧				円
	⑨				円
	⑩				円
	補助対象経費 合計（ア）				円
収入の部	補助金交付申請額				円
	上記（ア）× 2/3（※千円未満切捨て）ただし 20万円以下				円
	自己資金				円
	その他（借入金等ある場合は記載）				円
	合計（イ）				円

4. 誓約

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）の申請にあたって、次に掲げる全ての項目を確認し、誓約します。

全ての誓約項目について、**確認の上、チェックを記入**してください。

誓約項目	チェック
事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）の補助対象者の要件を満たしています。 ＜主な要件＞・横浜市内に本社がある中小企業です。	<input type="checkbox"/>
法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守するとともに、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、代表者又は役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。 また、横浜市が必要とするときは、役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。	<input type="checkbox"/>
市税の滞納はありません（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く）。 また、横浜市が必要とするときは、申請者の課税状況について、官公署に報告確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>
この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていません。	<input type="checkbox"/>
本申請書を含めて提出する書類に虚偽の記入や偽りの証明はありません。	<input type="checkbox"/>
不正受給に触れる行為等を行った場合には、補助金を返還します。	<input type="checkbox"/>
横浜市が行う実地及び書面などによる調査に協力します。	<input type="checkbox"/>

5. 添付書類

- (1) 法人の方は、発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
個人事業者の方は、個人事業の開業・廃業等届出書等の写し
- (2) 見積書等経費の内訳がわかる書類の写し
（1件の契約が100万円以上の場合、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し、または理由書（第10号様式））
- (3) その他市長が必要とする書類

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）
交付決定通知書

申請のありました事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）については、審査の結果交付決定となりましたので、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第10条第2項に基づき通知します。

1 交付予定金額

_____ 円

2 次の事項が生じたときは、速やかに所定の書類を提出してください。

- (1) 補助対象事業の主たる取組内容、補助対象者の名称・所在地・代表者に変更が生じたとき。
- (2) 補助金交付申請を取下げするとき。
- (3) 補助事業が完了したとき。

3 次の事項が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

この場合、既に交付した補助金の返還を請求いたします。

- (1) 交付対象者が補助事業完了前に本店又は主たる事業所を市外に移転したとき。
- (2) 補助対象事業が第5条第1項に規定する対象期間内に完了する見込みがなくなったとき。
- (3) 交付対象者が補助金の交付前に倒産したとき。
- (4) 第3条第1項及び第2項に規定する補助対象者並びに第5条第1項及び第2項に規定する補助対象事業に該当しないとき
- (5) 補助金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (7) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (8) 法令、条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

4 事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）の用途について、必要があると認められる場合は調査し、報告を求めることがあります。

担当

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）
不交付決定通知書

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱（第10条第2項・第15条第2項条）の規定に基づき通知します。

担当

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型） 変更承認申請書

横浜市長

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）について、申請内容に変更が生じたので、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第11条第1項に基づき、次のとおり提出します。

1. 申請者の情報

申請日（書類発送日）

年 月 日

次の欄へ記入してください。

法人名又は屋号（※）		個人事業主の場合 （※）欄の記入は 該当する場合のみ
代表者役職（※）		
代表者氏名		
本社所在地 法人登記簿記載の本店 又は 開業届記載の主な事務所	〒 横浜市	

次に、変更理由と変更内容を簡潔に記入してください。

2. 変更理由

3. 変更内容

変更前	変更後

（注1）必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更する場合があります。

（注2）計画の変更により見積金額が増額となった場合、当初決定額を上限として補助金を交付します。

（注3）見積金額の変更の場合は、新たな見積書の写しを添付してください。

（注4）申請者の名称、所在地、代表者の変更の場合、「1. 申請者の情報」欄へは変更後の情報を記入し、変更後の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し等を添付してください。

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）
変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました変更については、審査の結果、次のとおり承認しましたので、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第11条第5項の規定に基づき通知します。

- 1 申請の内容について
- 2 補助金について

交付決定を変更する場合

交付予定金額（変更前）	交付予定金額（変更後）

担当

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）
変更不承認通知書

年 月 日付で申請のありました変更については、審査の結果、次のとおり不承認としましたので、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第11条第5項の規定に基づき通知します。

1 申請の内容について

2 不承認理由

担当

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型） 交付申請取下届

横浜市長

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）については、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第12条第1項に基づき申請を取り下げます。

1. 届出者の情報

届出日（書類発送日）

年 月 日

次の欄へ記入してください。補助金の申請者と同じ内容です。

法人名又は屋号（※）		個人事業主の場合 （※）欄の記入は 該当する場合のみ
代表者役職（※）		
代表者氏名		
本社所在地 法人登記簿記載の本店 又は 開業届記載の主な事務所	〒 横浜市	

次に、**取下げ理由**を簡潔に記入してください。

2. 取下げ理由

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）
交付決定取消及び返還通知書

年 月 日付で交付決定しました事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）について、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱（第12条第2項・第18条第3項）の規定に基づき、次のとおり補助金交付決定の（全部・一部）を取り消します。既に補助金が交付されているときは、返還の請求について併せて通知いたしません。

1 補助金交付取消事由

2 返還金額

円

3 返還期日

年 月 日

4 その他

担当

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）実績報告書

横浜市長

交付決定を受けた標記補助金について、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 報告者の情報

次の欄へ記入してください。補助金の申請者と同じ内容です。
変更がある場合は、事前に変更承認申請書の提出が必要です。

申請日（書類発送日）

年 月 日

法人名又は屋号（※）		個人事業主の場合 （※）欄の記入は 該当する場合のみ
代表者役職（※）		
代表者氏名		
本社所在地 法人登記簿記載の本店 又は 開業届記載の主な事務所	〒 横浜市	

2. 補助対象の取組内容

①具体的な取組内容を記入してください。 実施内容が分かる写真や図面など補足資料を添付してください。
②取組による効果を記入してください。 実施して開拓できた販路、販売方式、商品・サービスなど
③今後の展開を記入してください。 今回の取組を踏えた、今後に向けた事業展開イメージ等

3. 実施期間

取組開始日（取組の中で一番早い見積日や契約日など）と、
取組完了日（取組の中で一番遅い支払日。前払いの場合は一番遅い実施日。）を記入
してください。令和3年4月1日～令和4年1月31日の期間内となります。

取組開始日	年 月 日	取組完了日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

4. 収支決算書

注意事項を確認の上、**支出と収入の内訳を記入**してください。

注意事項

- (1) **1 契約毎に 1 行**記入してください。
- (2) 補助対象経費に、**補助対象外の経費（設備、備品、消費税、旅費、食糧費、光熱水費、保険料 等）**が含まれていないことを確認してください。
- (3) 下表の「支出の部」**補助対象経費 合計（ア）**と「収入の部」**合計（イ）**は**同額**となります。
- (4) 「補助対象経費」には、「**領収書等の明細**」と同じ**経費名**を記入し、
「補助対象経費」の**番号**を「**領収書等の明細**」の**経費名の横**に記入してください。

支出の部	補助対象経費		支払い先	税抜き	金額
	①				
②					円
③					円
④					円
⑤					円
⑥					円
⑦					円
⑧					円
⑨					円
⑩					円
補助対象経費 合計（ア）					円
収入の部	補助金交付申請額				円
	上記（ア）× 2 / 3（※千円未満切捨て）ただし 20 万円以下				円
	自己資金				円
	その他（借入金等ある場合は記載）				円
合計（イ）					円

5. 添付書類

- (1) 経費の支出を証する書類（領収書の写し等で、内訳がわかるもの）
- (2) その他市長が必要とする書類

入札又は見積りに係る理由書

1. 市内事業者による入札又は 2 人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行えない契約の内容

--

2. 発注先企業名及び本社所在地

企業名: _____

所在地: _____ (□市内 □市外)

3 提出する見積書の種類及び数量

市内事業者による見積書	通	市外事業者による見積書	通
-------------	---	-------------	---

4. 市内事業者による入札又は、 2 者以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由

該当する理由に丸印を記入してください。

複数の理由に当てはまる場合は、そのうち最も若い番号を 1 つ選択してください。

<input type="checkbox"/>	(1) 市内事業者で取扱いがない
<input type="checkbox"/>	(2) 2 人以上の市内事業者で取扱いがない
<input type="checkbox"/>	(3) 入札又は 2 人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画に係る営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある
<input type="checkbox"/>	(4) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない

5. 4 の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠 (別紙添付可)

--

横浜市補助金等の交付に関する規則第 24 条に定める市内事業者による入札又は 2 人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行えない理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された補助金の全部または一部を返還いたします。

上記の記載内容を確認の上、次の欄へ記入してください。

補助金の申請者と同じ内容です。

法人名又は屋号 (※)		個人事業主の場合 (※)欄の記入は該当する場合のみ
代表者役職 (※)		
代表者氏名		
本社所在地	〒	
法人登記簿記載の本店 又は 開業届記載の主な事務所	横浜市	

様

横浜市長

印

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）
交付額確定通知書

実施報告のありました事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）については、審査の結果交付額が確定しましたので、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第 14 条に基づき通知します。

1 補助金交付確定額

_____ 円

2 次の事項が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

この場合、既に交付した補助金の返還を請求いたします。

- (1) 交付対象者が補助事業完了前に本店又は主たる事業所を市外に移転したとき。
- (2) 補助対象事業が第 5 条第 1 項に規定する対象期間内に完了する見込みがなくなったとき。
- (3) 交付対象者が補助金の交付前に倒産したとき。
- (4) 第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する補助対象者並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する補助対象事業に該当しないとき（本要綱の他の規程により特例等となる場合を除く。）。
- (5) 補助金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (7) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (8) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

3 事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）の用途について、必要があると認められる場合は調査し、報告を求めることがあります。

担当

**事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）
交付申請書兼実績報告書**

横浜市長

標記補助金の交付を受けたいので、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

1. 申請者の情報

当てはまる**業種**にを **1 つだけ記入**し、**要件をご確認の上**を **記入**してください。次のとおり業種によって要件は異なり、該当する場合のみ申請できます。

	業種	要件の確認
個人事業主・法人	<input type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> 建設業、 <input type="checkbox"/> 運輸業、 <input type="checkbox"/> 農業、 <input type="checkbox"/> 情報通信業、 <input type="checkbox"/> その他の業種	<input type="checkbox"/> 資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下 (ゴム製品製造業は資本金 3 億円以下または従業員数 900 人以下)
	<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下 (旅館業は資本金 5,000 万円以下または従業員 200 人以下)
	<input type="checkbox"/> 飲食サービス業、 <input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下
法人	<input type="checkbox"/> 医業を主たる事業とする法人 医療法人・社会福祉法人・財団法人・社団法人	<input type="checkbox"/> 従業員数 300 人以下
	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人	<input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 6 号の規定に該当
	<input type="checkbox"/> 組合	<input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 3 号又は第 4 号、 第 7 号から第 11 号の規定のいずれかに該当

次の欄へ記入してください。

申請日（書類発送日）

当てはまる方に<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	年 月 日
法人名又は屋号（※）		個人事業主の場合 （※）欄の記入は 該当する場合のみ	
代表者役職（※）			
代表者氏名			
本社所在地 法人登記簿記載の 本店 又は 開業届記載の 主な事務所		〒 横浜市	
小規模事業者の場合に<input checked="" type="checkbox"/> (当てはまる場合のみ <input checkbox"="" checked="" type="checkbox/>)</td> <td><input type="/> 小規模事業者 (右欄に該当)		<ul style="list-style-type: none"> ・会社及び個人で従業員が 20 人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする場合は 5 人。ただし宿泊業・娯楽業は 20 人）以下 ・事業協同小組合 ・企業組合で、その事業に従事する組合員が 20 人以下 ・協業組合又は医業を主たる事業とする法人で従業員が 20 人以下 ・特定非営利活動法人で従業員が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする場合は 5 人）以下 	
企業の事業内容 企業案内等添付による省略可			
連絡先担当者		HP アドレス	
電話	FAX	E-mail	

2. 補助対象の取組（事業計画書）

(1)目的

当てはまる**目的に**を**記入**してください。複数選択できます。

- 販路の開拓**（広報・販促物制作、広告掲載、展示会出展 等）
- 新たな販売方式の導入**（ネット販売開始、商品販売・サービス提供のシステム導入 等）
- 商品の開発・新サービスの展開**（商品・サービスの開発、新規事業の展開 等）

(2)内容

①具体的な取組内容を記入してください。

実施内容が分かる写真や図面など補足資料を添付してください。

②取組による効果を記入してください。

<実施前> 取組を行う前の販路、販売方式、商品・サービス

<取組による効果> 実施して開拓できた販路、販売方式、商品・サービスなど

③今後の展開を記入してください。

今回の取組を踏えた、今後に向けた事業展開イメージ等

3. 実施期間

取組開始日（取組の中で**一番早い見積日**や**契約日**など）と、
取組完了日（取組の中で**一番遅い支払日**。前払いの場合は**一番遅い実施日**。）を**記入**
してください。**令和3年4月1日～令和4年1月31日の期間内**となります。

取組開始日

年 月 日

取組完了日

年 月 日

4. 収支決算書

注意事項を確認の上、**支出と収入の内訳を記入**してください。

注意事項

- (1) **1契約毎に1行**記入してください。記入は**10行(10契約)**以内とします。
- (2) 1件の契約が税込100万円以上の場合、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等が必要です。
- (3) 補助対象経費に、**補助対象外の経費(設備、備品、消費税、旅費、食糧費、光熱水費、保険料等)**が含まれていないことを確認してください。
- (4) 下表の「支出の部」**補助対象経費 合計(ア)**と「収入の部」**合計(イ)**は**同額**となります。
- (5) 「補助対象経費」には、「**領収書等の明細**」と同じ**経費名**を記入し、「補助対象経費」の**番号**を「**領収書等の明細**」の**経費名の横**に記入してください。
- (6) 申請する補助対象事業と同種の「他の補助金等」を申請している場合のみ
下欄の**【他の補助金申請との重複がない説明】**も記載してください。

【他の補助金申請との重複がない説明】

次のとおり、本申請の補助対象経費とは重複していません。

他の補助金等の名称

上記補助金の対象経費

	補助対象経費		支払い先	税抜き ^① の金額	
	①				円
支出の部	②				円
	③				円
	④				円
	⑤				円
	⑥				円
	⑦				円
	⑧				円
	⑨				円
	⑩				円
		補助対象経費 合計(ア)			
収入の部	補助金交付申請額				円
	上記(ア) × 2/3 (※千円未満切捨て) ただし 20万円以下				円
	自己資金				円
	その他(借入金等ある場合は記載)				円
	合計(イ)				円

5. 誓約

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）の申請にあたって、次に掲げる全ての項目を確認し、誓約します。

全ての誓約項目について、**確認の上、チェックを記入**してください。

誓約項目	チェック
事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）の補助対象者の要件を満たしています。 ＜主な要件＞・横浜市内に本社がある中小企業です。	<input type="checkbox"/>
法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守するとともに、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、代表者又は役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。 また、横浜市が必要とするときは、役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。	<input type="checkbox"/>
市税の滞納はありません（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く）。 また、横浜市が必要とするときは、申請者の課税状況について、官公署に報告確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>
この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていません。	<input type="checkbox"/>
本申請書を含めて提出する書類に虚偽の記入や偽りの証明はありません。	<input type="checkbox"/>
不正受給に触れる行為等を行った場合には、補助金を返還します。	<input type="checkbox"/>
横浜市が行う実地及び書面などによる調査に協力します。	<input type="checkbox"/>

6. 添付書類

- (1) 法人の方は、発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
個人事業者の方は、個人事業の開業・廃業等届出書等の写し
- (2) 経費の支出を証する書類（領収書の写し等で、内訳がわかるもの）
（1件の契約が100万円以上の場合、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し、または理由書（第10号様式））
- (3) その他市長が必要とする書類

様

横浜市長

印

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）
交付決定兼交付額確定通知書

実施報告のありました事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）については、審査の結果交付額が確定しましたので、事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第 15 条第 2 項に基づき通知します。

1 補助金交付確定額

_____ 円

2 次の事項が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

この場合、既に交付した補助金の返還を請求いたします。

- (1) 交付対象者が補助事業完了前に本店又は主たる事業所を市外に移転したとき。
- (2) 補助対象事業が第 5 条第 1 項に規定する対象期間内に完了する見込みがなくなったとき。
- (3) 交付対象者が補助金の交付前に倒産したとき。
- (4) 第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する補助対象者並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する補助対象事業に該当しないとき（本要綱の他の規程により特例等となる場合を除く。）。
- (5) 補助金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (7) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (8) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

3 事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）の用途について、必要があると認められる場合は調査し、報告を求めることがあります。


担当

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付請求書

横浜市長

事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付要綱第 16 条の規定に基づき、次のとおり事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）の交付を請求します。

1. 請求者の情報

次の欄へ記入 してください。補助金の 申請者と同じ内容 です。 鮮明に押印 してください。シャチハタ、銀行印、社印（角印）は 不可 です。		法人は 代表者印 個人事業主は 個人の印鑑
請求日(書類発送日)	年 月 日	
法人名又は屋号(※)	個人事業主の場合 (※)欄の記入は 該当する場合のみ	
代表者役職(※)		
代表者氏名		
本社所在地 法人登記簿記載の 本店 又は 開業届記載の 主な事務所	〒 横浜市	

2. 補助金交付請求額 _____ 円

3. 振込先

どちらかに御記入ください	<input type="checkbox"/> 口座名義人 (カタカナ)	法人の場合は 法人名義 、個人事業主の場合は 代表者個人の名義		
	<input type="checkbox"/> 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	金融機関名		金融機関(銀行)コード
		銀行・信用金庫・信用組合		
		支店名		支店(店舗)コード
		支店		
		預金種目	口座番号	
	普通・当座			
<input type="checkbox"/> 口座名義人 (カタカナ)	法人の場合は 法人名義 、個人事業主の場合は 代表者個人の名義			
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行 通帳記号番号	記号	番号		

口座名義人、口座番号等に誤りがないか、必ずご確認ください。
誤っていた場合、振込ができません。

4. 添付書類

- 事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付額確定通知書(第 11 号様式)の写し
又は事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）交付決定兼交付額確定通知書（第 13 号様式）の写し
- 口座名義人(カナ)・金融機関名・口座番号が分かるもの※の写し
※通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等